

# 株主総会資料の電子提供制度における 書面交付請求の仕組みについて

平成29年5月24日  
日本証券業協会

# 1. 口座管理機関による書面交付請求への 関与について(A案、B案共通)



- 口座管理機関は、他の者のために株式等の振替を行うための口座を開設し、振替業を行う機関

▶ 株主総会資料は発行会社が直接株主に送付しており、口座管理機関の関与はない。



- 書面交付請求は株主総会資料の電子提供と表裏一体であるが、電子提供等自体に全く関与しない口座管理機関が、書面交付請求のみを切り出して関与することは不自然
  - 口座管理機関から発行会社へ直接株主の請求等を取次ぐ仕組みは殆どなく、仮に口座管理機関が書面請求に関与するとなると、その体制・システムをゼロから構築する必要がある。また、実務上の負担やオペレーショナル・リスクも発生
- ▶ これら負担等の関係者間における配分は大きな課題

## 2. 書面交付請求した旨を振替口座簿の記録事項とする仕組みについて(B案(注))



- 株主総会資料の電子提供制度を推進する流れの中、個別の発行会社の同推進への取組みを促進する仕組みが望ましい。

▶ B案(注)の仕組みでは、複数銘柄を保有する株主がそのうち一社でも書面交付請求をしたい場合には、全ての社が書面交付することとなってしまう、個社が電子提供を推進するインセンティブが減殺

- 口座管理機関における、相当なシステム開発費用、事務コスト、周知説明のコスト及びオペレーショナル・リスクの負担が想定。特に、B案(注)に関しては、システム開発の影響度合いが比較的高い。
- 今後、電子提供が中心となり、書面交付は減少することが想定される(目指す)ことを踏まえれば、振替口座簿の記録事項とするような大掛かりな仕組みを構築することは経済合理性等の観点から疑問
- 非上場会社(上場廃止会社を含む)との整合性についてどのように考えるか。

### 3. 株主総会の日々の2、3週間前までに書面交付請求を行う仕組みについて(A案)



- 少なくとも制度導入当初は相応の書面交付請求件数が想定
- 時間的制限があることを考慮すると、関係者を最小限に抑えた単純なスキームが望まれる。



仮に口座管理機関が書面請求に関与すると、

- 口座管理機関に集中的に大量の作業が生じる可能性  
また、これに伴い事務リスクも発生すると思料
- 発行会社における書面請求受付後の事務処理に加えて口座管理機関における取次ぎに係る時間の確保が必要